

# I 総括

## 1 沿革

昭和 19 年 10 月	佐倉町鐮木町公会堂で印旛郡下を所轄区域として業務を開始
昭和 20 年 4 月	佐倉町宮小路藤代医院に移転
昭和 21 年 3 月	佐倉町宮小路憲兵隊庁舎跡に移転
昭和 26 年 9 月	佐倉町宮小路 28 番地に木造 2 階建てモルタル庁舎を建設
昭和 43 年 8 月	佐倉町鐮木町県立佐倉東高等学校仮庁舎に移転
昭和 44 年 7 月	同上庁舎竣工、車庫、倉庫、垣根等を整備
昭和 44 年 8 月	佐倉市宮小路 28 番地の新庁舎に移転
昭和 53 年 4 月	成田支所を設置。成田市赤坂一丁目 1 番地に仮庁舎を開設し、業務を開始（所管区域、成田市及び富里町）
昭和 54 年 4 月	成田市加良部三丁目 3-1 に成田支所の新庁舎を竣工、移転。 （鉄筋コンクリート、延べ面積 738 m <sup>2</sup> ）
平成 11 年 1 月	佐倉市鐮木仲田町 8-1 に印旛合同庁舎を竣工 （鉄骨鉄筋コンクリート、延べ面積 8,583 m <sup>2</sup> ）
平成 11 年 3 月	印旛合同庁舎内に移転
平成 16 年 4 月	出先機関の再編により、印旛支庁社会福祉課と統合し、名称を印旛健康福祉センター（印旛保健所）とする。
平成 18 年 3 月	成田市と下総町、大栄町が合併し、管内面積は 82.57 k m <sup>2</sup> 、世帯数 6,141 世帯、人口 20,357 人増となる。
平成 22 年 3 月	印西市と印旛村、本埜村が合併

表 1 歴代所長

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
初代	村田 四郎	昭和 19. 1. 14~20. 1. 30	16代	丸山 正雄	昭和 55. 4. 1~59. 3. 31
2代	川辺 敏	昭和 20. 1. 31~21. 6. 18	17代	信藤 羊一	昭和 59. 4. 1~60. 3. 31
3代	村田 四郎	昭和 21. 6. 19~21. 9. 29	18代	日下部 茂樹	昭和 60. 4. 1~63. 3. 31
4代	川野 三郎	昭和 21. 9. 30~23. 12. 30	19代	藤本 辰一	昭和 63. 4. 1~平成 3. 3. 31
5代	北原 圭三	昭和 23. 12. 31~24. 3. 19	20代	安藤由記男	平成 3. 4. 1~6. 3. 31
6代	日野下勝次	昭和 24. 3. 20~27. 2. 18	21代	西村 明	平成 6. 4. 1~8. 3. 31
7代	橋本程次	昭和 27. 2. 19~29. 4. 22	22代	堀部 治男	平成 8. 4. 1~10. 3. 31
8代	鷺谷 健次	昭和 29. 4. 23~34. 3. 31	23代	内田佐太臣	平成 10. 4. 1~12. 3. 31
9代	長井 和行	昭和 34. 4. 1~39. 3. 31	24代	溝口 勝	平成 12. 4. 1~15. 3. 31
10代	本田 保三	昭和 39. 4. 1~43. 3. 31	25代	中川晃一郎	平成 15. 4. 1~19. 3. 31
11代	丸山 正雄	昭和 43. 4. 1~45. 6. 30	26代	井上 孝夫	平成 19. 4. 1~23. 3. 31
12代	相沢 多満	昭和 45. 7. 1~48. 3. 31	27代	中村 恒穂	平成 23. 4. 1~26. 3. 31
13代	稲田 正實	昭和 48. 4. 1~50. 5. 15	28代	久保 秀一	平成 26. 4. 1~28. 3. 31
14代	田部 正孝	昭和 50. 5. 16~52. 3. 31	29代	杉戸 一寿	平成 28. 4. 1~30. 3. 31
15代	村上 泰邦	昭和 52. 4. 1~55. 3. 31	30代	佐久間文明	平成 30. 4. 1~

## 2 概 要

当センター管内は、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町及び栄町の7市2町からなり、総面積は691.6平方キロメートルである。

地理的には、利根川・印旛沼流域の低湿地帯から平坦な北総台地に展開する広大な地域で、県内有数の農業地帯であるが、都心から50キロメートル圏に位置するとともに、新東京国際空港に隣接していることから、千葉ニュータウン事業や内陸工業団地等の大規模な開発事業が進められた。

また、国立歴史民俗博物館、大学等の教育機関や大学病院などが設置されているほか、国家戦略特区における医学部が新設されるなど、文化・福祉面での充実も図られ、大きく発展、変貌している地域である。

## 3 管内の状況

### (1) 管内の人口及び世帯等の概況

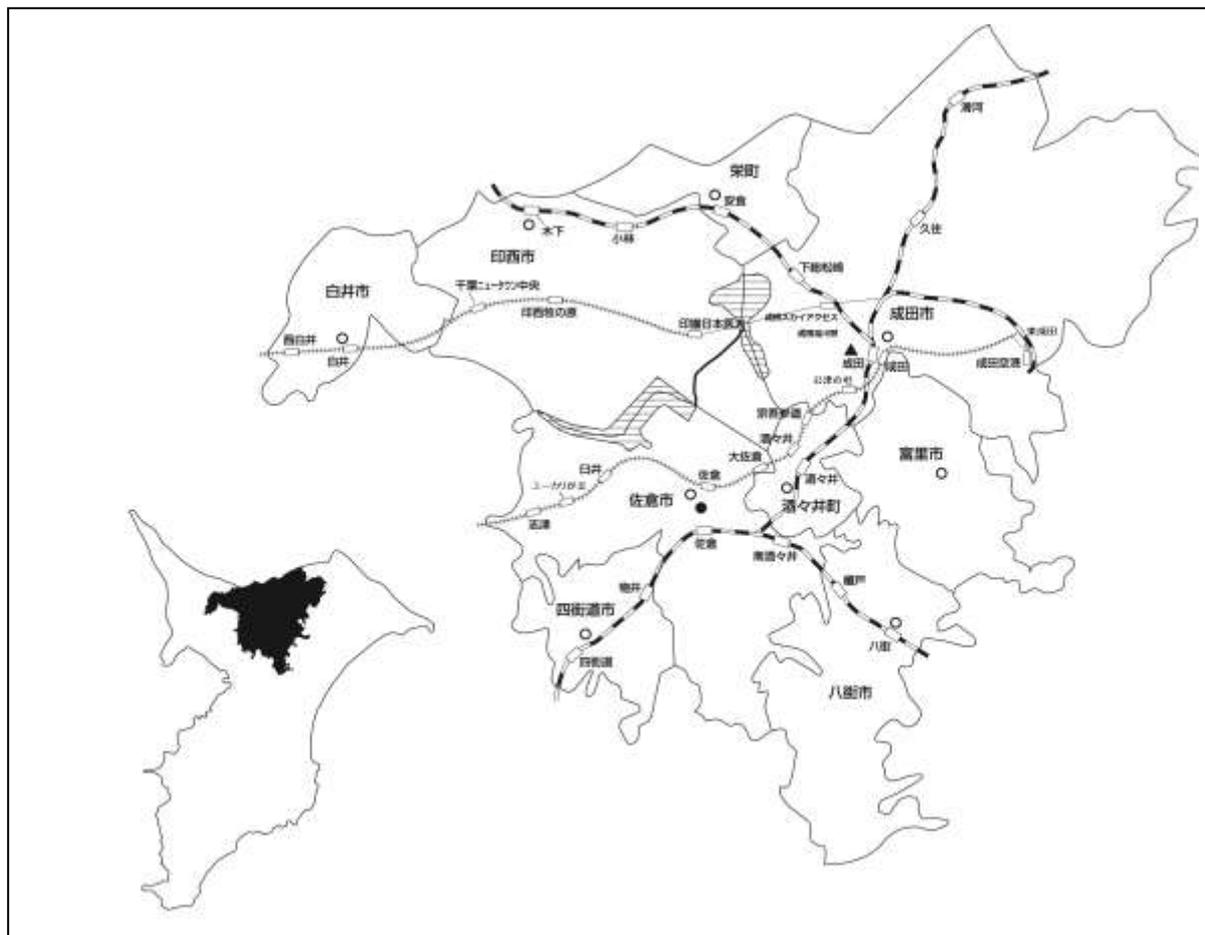
表3- (1) 管内人口及び世帯等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k㎡)	面 積 (k㎡)
管 内	288,951	714,613	1,033.1	691.66
成田市	57,906	132,310	618.7	213.84
佐倉市	69,998	171,927	1,658.0	103.69
四街道市	36,482	90,712	2,627.8	34.52
八街市	27,598	69,315	924.9	74.94
印西市	34,957	96,640	780.6	123.79
白井市	23,499	62,235	1,754.0	35.48
富里市	21,081	49,997	927.9	53.88
酒々井町	9,121	20,739	1,090.9	19.01
栄町	8,309	20,738	637.8	32.51
県 総 数	2,647,319	6,255,876	1,212.9	5,157.61

出典：(人口)平成29年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積)国土地理院 平成29年全国都道府県市区町村別面積調

図 3 - ( 1 ) 管内図



( 2 ) 管内人口の年齢構成

管内の年齢構成の推移は、表 3 - ( 2 ) - アのとおりで、平成 29 年 4 月 1 日現在の年齢 3 区分によると、0 歳～14 歳の幼年人口の割合は 12.9%、15～64 歳の生産年齢人口は 61.2%、65 歳以上の老年人口は 25.9%である。

管内の平成 29 年 4 月 1 日現在の年齢 5 歳階級別人口構成は、図 3 - ( 2 ) のとおりであり、管内及び市町村・性・年齢階級別人口は、表 3 - ( 2 ) - イのとおりである。

表 3 - ( 2 ) - ア 年齢構成の推移

( 単位 : 人 )

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不	詳
			0 歳～14 歳	%	15 歳～64 歳	%	65 歳～	%		
管内	13	661,764	101,543	(15.3)	478,931	(72.4)	81,290	(12.3)	—	—
	18	699,881	96,729	(13.8)	493,120	(70.5)	110,032	(15.7)	—	—
	23	720,969	96,754	(13.4)	483,567	(67.1)	140,648	(19.5)	—	—
	27	722,610	94,685	(13.1)	453,180	(62.7)	174,745	(24.2)	—	—
	28	723,966	94,358	(13.0)	447,747	(61.8)	181,861	(25.1)	—	—
	29	726,140	93,655	(12.9)	444,417	(61.2)	188,068	(25.9)	—	—

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不	詳
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		
成田市	13	97,188	14,941	(15.4)	70,395	(72.4)	11,852	(12.2)	—	—
	18	123,411	17,552	(14.2)	86,837	(70.4)	19,022	(15.4)	—	—
	23	129,630	18,647	(14.4)	88,769	(68.5)	22,214	(17.1)	—	—
	27	131,564	18,877	(14.3)	85,984	(65.4)	26,703	(20.3)	—	—
	28	131,901	18,642	(14.1)	85,691	(65.0)	27,568	(20.9)	—	—
	29	132,409	18,444	(13.9)	85,401	(64.5)	28,564	(21.6)	—	—
佐倉市	13	175,593	24,412	(13.9)	128,714	(73.3)	22,467	(12.8)	—	—
	18	176,764	22,450	(12.7)	124,338	(70.3)	29,976	(17.0)	—	—
	23	178,199	22,015	(12.4)	116,876	(65.6)	39,308	(22.1)	—	—
	27	177,411	21,210	(12.0)	107,379	(60.5)	48,822	(27.5)	—	—
	28	176,976	21,002	(11.9)	105,372	(59.5)	50,602	(28.6)	—	—
	29	176,518	20,622	(11.7)	103,774	(58.8)	52,122	(29.5)	—	—
四街道市	13	84,395	11,565	(13.7)	61,920	(73.4)	10,910	(12.9)	—	—
	18	86,790	11,873	(13.7)	59,670	(68.8)	15,247	(17.6)	—	—
	23	89,301	12,039	(13.5)	56,885	(63.7)	20,377	(22.8)	—	—
	27	91,218	12,289	(13.5)	54,198	(59.4)	24,731	(27.1)	—	—
	28	91,767	12,363	(13.5)	53,961	(58.8)	25,443	(27.7)	—	—
	29	92,427	12,438	(13.5)	54,007	(58.4)	25,982	(28.1)	—	—
八街市	13	75,608	13,399	(17.7)	53,078	(70.2)	9,131	(12.1)	—	—
	18	77,661	11,781	(15.2)	54,199	(69.8)	11,681	(15.0)	—	—
	23	76,132	9,752	(12.8)	51,812	(68.1)	14,568	(19.1)	—	—
	27	73,220	8,153	(11.1)	47,058	(64.3)	18,009	(24.6)	—	—
	28	72,406	7,861	(10.9)	45,783	(63.2)	18,762	(25.9)	—	—
	29	71,691	7,483	(10.4)	44,837	(62.5)	19,371	(27.0)	—	—
印西市	23	90,529	13,206	(14.6)	62,941	(69.5)	14,382	(15.9)	—	—
	27	93,494	13,897	(14.9)	61,181	(65.4)	18,416	(19.7)	—	—
	28	95,185	14,424	(15.2)	61,172	(64.3)	19,589	(20.6)	—	—
	29	97,321	14,962	(15.4)	61,752	(63.5)	20,607	(21.2)	—	—
旧印西市	13	61,621	12,017	(19.5)	43,044	(69.9)	6,560	(10.6)	—	—
	18	61,734	9,022	(14.6)	44,758	(72.5)	7,954	(12.9)	—	—
印旛村	13	11,331	1,728	(15.3)	7,568	(66.8)	2,035	(18.0)		
	18	12,194	1,849	(15.2)	8,053	(66.0)	2,292	(18.8)		
本埜村	13	8,419	1,808	(21.5)	5,362	(63.7)	1,249	(14.8)		
	18	8,698	1,681	(19.3)	5,587	(64.2)	1,430	(16.4)		

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不	詳
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		
白井市	13	50,937	8,185	(16.1)	37,553	(73.7)	5,199	(10.2)	—	—
	18	54,519	8,166	(15.0)	38,804	(71.2)	7,549	(13.8)	—	—
	23	61,692	9,753	(15.8)	41,029	(66.5)	10,910	(17.7)	—	—
	27	62,816	9,751	(15.5)	38,875	(61.9)	14,190	(22.6)	—	—
	28	63,175	9,714	(15.4)	38,609	(61.1)	14,852	(23.5)	—	—
	29	63,404	9,657	(15.2)	38,318	(60.4)	15,429	(24.3)	—	—
富里市	13	50,461	7,492	(14.8)	37,400	(74.1)	5,569	(11.0)	—	—
	18	51,479	6,972	(13.5)	37,538	(72.9)	6,969	(13.5)	—	—
	23	50,978	6,396	(12.5)	35,540	(69.7)	9,042	(17.7)	—	—
	27	49,910	5,984	(12.0)	32,349	(64.8)	11,577	(23.2)	—	—
	28	49,897	5,944	(11.9)	31,761	(63.7)	12,192	(24.4)	—	—
	29	50,094	5,770	(11.5)	31,635	(63.2)	12,689	(25.3)	—	—
酒々井町	13	20,209	2,291	(11.3)	15,243	(75.4)	2,675	(13.2)	—	—
	18	21,835	2,651	(12.1)	15,605	(71.5)	3,579	(16.4)	—	—
	23	21,476	2,725	(12.7)	13,954	(65.0)	4,797	(22.3)	—	—
	27	21,321	2,563	(12.0)	12,775	(59.9)	5,983	(28.1)	—	—
	28	21,189	2,503	(11.8)	12,490	(58.9)	6,196	(29.2)	—	—
	29	21,075	2,411	(11.4)	12,336	(58.5)	6,328	(30.0)	—	—
栄町	13	26,002	3,705	(14.2)	18,654	(71.7)	3,643	(14.0)	—	—
	18	24,796	2,732	(11.0)	17,731	(71.5)	4,333	(17.5)	—	—
	23	23,032	2,221	(9.6)	15,761	(68.4)	5,050	(21.9)	—	—
	27	21,656	1,961	(9.1)	13,381	(61.8)	6,314	(29.2)	—	—
	28	21,470	1,905	(8.9)	12,908	(60.1)	6,657	(31.0)	—	—
	29	21,201	1,868	(8.8)	12,357	(58.3)	6,976	(32.9)	—	—
県 総 数	13	5,999,286	847,353	(14.1)	4,297,817	(71.6)	854,116	(14.2)	—	—
	18	6,134,039	832,237	(13.6)	4,230,544	(69.0)	1,071,258	(17.5)	—	—
	23	6,277,160	832,370	(13.3)	4,138,283	(65.9)	1,306,507	(20.8)	—	—
	27	6,254,359	795,693	(12.7)	3,911,500	(62.5)	1,547,166	(24.7)	—	—
	28	6,269,146	789,266	(12.6)	3,885,576	(62.0)	1,594,304	(25.4)	—	—
	29	6,285,160	782,039	(12.4)	3,871,704	(61.6)	1,631,417	(26.0)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図（平成29年4月1日現在）

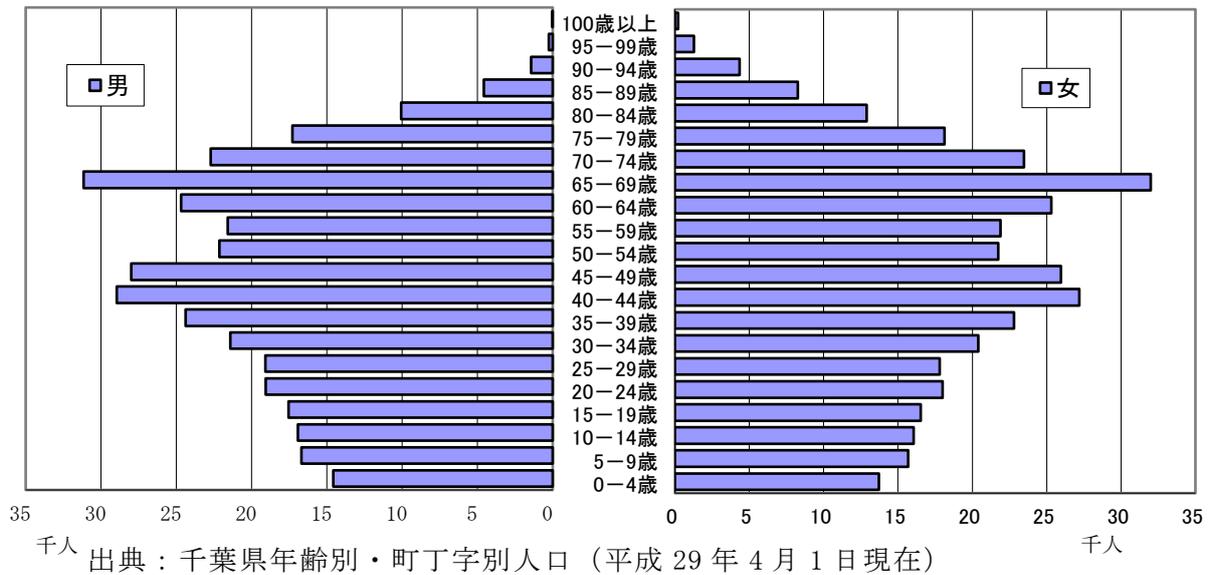


表3-(2)-イ 管内及び市町村・性・年齢級別人口

(単位：人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内総数	726,140	20,289	32,391	32,975	34,069	37,064	36,871	41,806	47,169	56,161	53,951	43,875	43,469	46,982	63,144	46,172	35,415	22,946	12,837	5,784	1,519	251
男	362,507	14,580	16,699	16,934	17,543	19,058	19,078	21,407	24,372	28,960	27,986	22,127	21,585	24,679	31,147	22,710	17,278	10,057	4,582	1,437	255	33
女	363,633	13,709	15,692	16,041	16,526	18,006	17,793	20,399	22,797	27,201	25,965	21,748	21,884	25,303	31,997	23,462	18,137	12,889	8,255	4,347	1,264	218
成田市 総数	132,409	5,860	6,384	6,200	6,293	6,526	6,038	6,921	6,564	10,620	9,725	7,519	7,131	8,064	9,486	6,517	4,973	3,747	2,387	1,130	284	40
男	66,406	2,985	3,316	3,198	3,285	4,206	4,820	4,623	4,927	5,448	5,049	3,823	3,594	4,137	4,807	3,228	2,302	1,524	810	266	51	6
女	66,003	2,875	3,068	3,002	3,008	4,320	4,218	4,298	4,637	5,171	4,676	3,696	3,537	3,927	4,679	3,289	2,671	2,223	1,577	864	233	34
佐倉市 総数	176,518	6,036	7,040	7,546	7,981	8,008	7,984	9,186	10,683	13,051	13,248	10,778	10,585	12,260	16,686	13,137	10,292	6,569	3,411	1,525	420	72
男	86,972	3,072	3,690	3,896	4,102	4,035	4,042	4,702	5,510	6,610	6,754	5,432	5,196	5,797	8,033	6,363	5,033	2,998	1,244	396	61	6
女	89,546	2,964	3,350	3,650	3,879	3,973	3,942	4,484	5,173	6,441	6,494	5,346	5,389	6,463	8,653	6,774	5,259	3,571	2,187	1,129	359	66
四街道市 総数	92,427	3,920	4,270	4,248	4,242	4,279	4,083	5,096	6,087	7,698	7,330	5,399	4,627	5,166	7,704	6,910	5,639	3,287	1,579	693	170	30
男	46,178	2,069	2,234	2,213	2,208	2,163	2,057	2,584	3,173	4,008	3,874	2,748	2,391	2,502	3,521	3,247	2,827	1,516	641	166	31	4
女	46,249	1,851	2,036	2,035	2,034	2,116	2,026	2,512	2,914	3,690	3,456	2,651	2,236	2,664	4,183	3,663	2,812	1,771	938	497	139	26
八街市 総数	71,691	1,967	2,548	2,968	3,643	3,822	3,640	3,644	3,708	4,979	5,462	5,144	5,093	5,702	6,854	4,623	3,680	2,219	1,278	560	130	27
男	36,486	1,035	1,284	1,526	1,849	2,019	1,989	1,933	2,024	2,594	2,868	2,676	2,605	2,977	3,509	2,328	1,760	930	445	126	23	6
女	35,205	932	1,264	1,442	1,794	1,803	1,651	1,711	1,684	2,385	2,594	2,468	2,488	2,725	3,345	2,295	1,920	1,289	833	434	107	21
印西市 総数	97,321	4,903	5,329	4,731	4,649	4,788	4,683	6,191	6,942	7,437	6,723	6,204	6,780	7,355	7,663	4,554	3,246	2,529	1,656	736	193	30
男	48,320	2,557	2,681	2,396	2,440	2,451	2,316	3,037	3,429	3,828	3,424	3,017	3,266	3,769	4,004	2,335	1,569	1,018	562	183	33	4
女	49,001	2,346	2,647	2,335	2,209	2,337	2,367	3,154	3,513	3,608	3,299	3,187	3,514	3,586	3,659	2,219	1,677	1,511	1,084	553	160	26
白井市 総数	63,404	2,623	3,436	3,598	3,081	2,817	2,701	3,301	4,368	5,569	5,072	3,794	3,623	3,992	5,186	4,019	2,988	1,733	947	429	100	17
男	31,711	1,327	1,807	1,841	1,539	1,520	1,403	1,623	2,234	2,893	2,651	1,926	1,803	1,898	2,535	1,961	1,491	797	338	109	22	3
女	31,693	1,296	1,629	1,757	1,542	1,297	1,298	1,678	2,134	2,676	2,421	1,868	1,820	2,094	2,661	2,058	1,497	936	609	320	78	14
富里市 総数	50,094	1,795	1,945	2,030	2,289	2,631	2,850	3,157	3,373	3,897	3,638	2,960	3,102	3,838	4,791	3,237	2,184	1,316	717	344	91	9
男	25,555	927	978	1,035	1,141	1,466	1,545	1,699	1,786	2,089	1,904	1,452	1,524	1,898	2,431	1,654	1,103	581	227	96	17	2
女	24,539	868	967	995	1,148	1,165	1,305	1,458	1,587	1,808	1,734	1,408	1,578	1,940	2,360	1,583	1,081	735	490	248	74	7
酒々井町 総数	21,075	630	796	985	1,033	1,292	936	1,100	1,316	1,697	1,547	1,048	1,044	1,323	2,055	1,682	1,258	740	371	146	66	10
男	10,483	312	405	500	533	735	445	580	694	859	843	512	529	603	949	810	637	357	140	34	6	0
女	10,592	318	391	485	500	557	491	520	622	838	704	536	515	720	1,106	872	621	383	231	112	60	10
栄町 総数	21,201	555	644	669	658	901	956	1,200	1,128	1,213	1,206	1,129	1,484	2,282	2,699	1,493	1,155	806	491	251	65	16
男	10,396	296	304	329	446	463	481	628	595	638	619	541	677	1,098	1,358	784	556	336	175	61	11	2
女	10,805	259	340	340	412	438	475	574	533	575	587	588	807	1,184	1,341	709	599	470	316	190	54	14
千葉県 総数	6,265,160	244,025	264,157	273,857	291,317	321,883	333,273	372,241	414,326	502,237	501,838	401,613	355,504	377,472	484,182	387,013	324,702	226,646	128,753	55,012	14,689	2,420
男	3,137,911	125,373	135,754	140,245	149,777	167,125	174,134	193,233	215,059	260,611	261,206	208,040	181,563	187,965	240,317	183,691	152,181	98,306	45,599	14,611	2,586	335
女	3,147,249	118,652	128,403	133,612	141,540	154,758	159,139	179,008	199,267	241,426	240,632	193,573	173,941	189,507	253,865	203,322	172,521	128,340	81,154	40,401	12,103	2,085

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成29年4月1日現在）

#### 4 印旛健康福祉センター(印旛保健所)健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日(本所)

(平成29年4月1日現在)

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		毎月第3月曜日	13:30~16:00	予約制 043-483-1136
		毎月第4火曜日 毎月第4金曜日 不定期木曜日	14:00~16:00	
DV相談		来所相談 毎週火曜日	9:00~17:00	予約制 043-483-0711
		電話相談 随時		043-483-0711
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		電話相談 随時	9:00~17:00	043-486-5991
H I V 検査	日中検査	毎月第2水曜日	13:30~14:00	・日中・夜間検査ともに、即日で結果をお知らせ ・検査日の月の初日(平日)から予約受付 043-483-1466
	夜間検査	偶数月第2水曜日	17:30~18:30	
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)		毎月第2水曜日	13:30~14:00	・検査日の月の初日(平日)から予約受付 043-483-1466
		偶数月第2水曜日	17:30~18:30	
腸内細菌検査		毎週月曜日	9:00~11:00	月曜休日の場合は、翌火曜日受付
不妊相談		偶数月第2木曜日	13:30~	予約制 043-483-1135
家庭児童相談		随時	9:00~17:00	043-483-1120
ひとり親家庭・寡婦生活一般相談		随時	9:00~17:00	043-483-1120
エイズ相談		随時	8:30~17:15	043-483-1466
結核管理・ 接触者健康診断		毎月第2火曜日	14:00~14:30	
		毎月第4火曜日	15:00~15:30	

表4 健康福祉相談及び検査の日（成田支所）

区 分	曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談	毎月第4金曜日	14:00～16:00	予約制 043-483-1136
H I V検査	毎月第4月曜日	13:00～13:30	・即日で結果をお知らせ ・検査日の月の初日（平日）から予約受付 0476-26-7231
肝炎ウイルス検査 （B型・C型）	毎月第4月曜日	13:00～13:30	・検査日の月の初日（平日）から予約受付 0476-26-7231
腸内細菌検査	毎週月曜日	9:00～10:30	
エイズ相談	随時	9:00～17:00	0476-26-7231
結核管理・ 接触者健康診断	毎月第1火曜日	9:00～9:30	

## 5 各種委員会

### (1) 印旛健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項に基づき、設置している。

地域保健法第 11 条：第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

#### 別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること

表 5 - (1) 運営協議会委員名簿 (平成 30 年 3 月 31 日現在)  
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
県議会議員	岩 井 泰 憲
県議会議員	林 幹 人
県議会議員	小 池 正 昭
県議会議員	西 田 三 十 五
県議会議員	入 江 晶 子
県議会議員	伊 藤 昌 弘
県議会議員	鈴 木 陽 介
県議会議員	中 台 良 男
県議会議員	山 本 義 一
県議会議員	瀧 田 敏 幸
県議会議員	田 中 宗 隆
県議会議員	五 十 嵐 博 文
成田市長	小 泉 一 成
佐倉市長	蕨 和 雄
四街道市長	佐 渡 齊
八街市長	北 村 新 司

印西市長	板倉正直
白井市長	伊澤史夫
富里市長	相川堅治
酒々井町長	小坂泰久
栄町長	岡田正市
成田赤十字病院長	加藤誠
印旛市郡医師会長	遠藤富士乗
印旛郡市歯科医師会長	藤崎芳明
印旛郡市薬剤師会長	蓬生幸夫
印旛地域獣医師会長	小川孝博
助産師会印旛地区部会長	吉岡由紀子
佐倉市社会福祉協議会理事	寺田純子
印旛保健所管内食品衛生協会会長	岩村洋一郎
印旛保健所管内食生活改善協議会長	小川美津子

(2) 印旛保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条に基づき、設置している。

法律第 24 条：各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

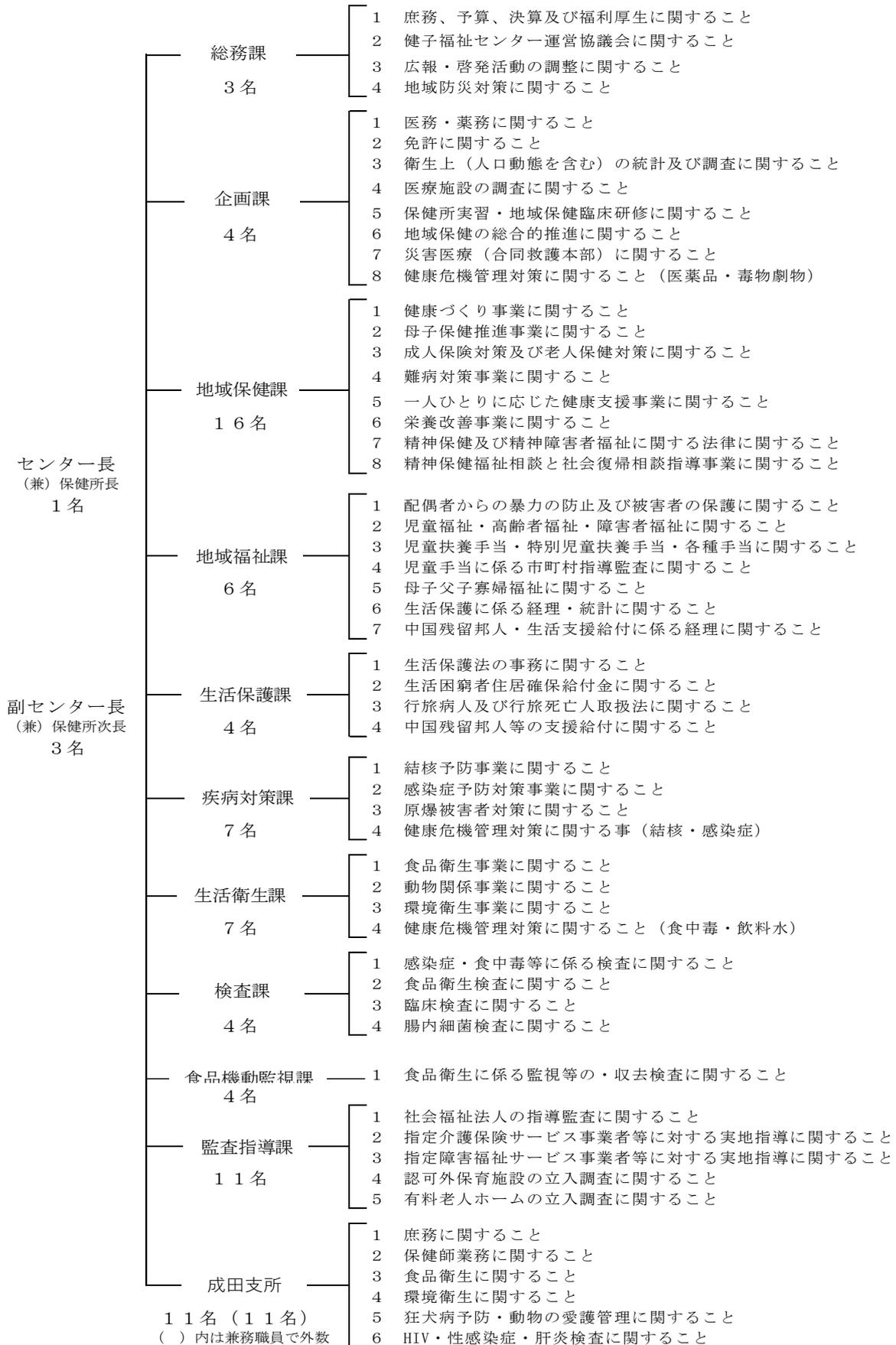
法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、第 20 条第 4 項及び第 26 条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表 5 - (2) 感染症診査協議会委員名簿 (平成 30 年 3 月 31 日現在)  
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
佐倉厚生園	遠山正博
成田赤十字病院内科医師	松本一暁
佐倉厚生園	高田美里
医療及び法律以外の学識経験者	土肥嘉子
法律に関する学識経験者	杉山 功

6 機構及び事務内容

(平成29年4月1日現在)



7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(平成29年4月1日現在)

	センター長 (所長)	副センター長 (次長)	総務課	企画課 (課長)	地域保健課 (課長)	地域福祉課 (課長)	生活保護課 (課長)	疾病対策課 (課長)	生活衛生課 (課長)	検査課 (課長)	食品機動監視課 (課長)	監査指導課 (課長)	成田支所 (支所長)	計
合計	1	3	3	4	14	6	4	8	8	4	4	11	(11) 10	80
医師	1							1					(1)	2
事務		1	3		2	【1】6	【1】4					【1】11	1	28
薬剤師		1		【1】2				1			1		(2)	5
獣医師								【1】4			【1】3		(2) 2	9
保健師		1		1	【1】6		【1】6						4	18
診療放射線技師							1						(1)	1
臨床検査技師				1				2	【1】4				(4) 1	8
管理栄養士					3			1					(1) 1	5
精神保健福祉士					2									2
その他の技術職員					1									1
食品衛生監視員 (再掲)													【1】1	1
環境衛生監視員 (再掲)														0

(注)技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、兼務職員の内訳は( )に、課長の職種は【 】内に再計とした。